5　締約国会議は、次の事項を含む利用可能な科学、技術、環境及び経済に関する情報に基づき、種々の認めることのできる目的及び個別の適用除外のためのこれらの化学物質の継続的な必要性を評価する。

(a)　3に規定する報告書において提供された情報

(b)　これらの化学物質の製造及び使用に関する情報

(c)　これらの化学物質の代替品の利用可能性、適合性及び実際の適用に関する情報

(d)　(c)に規定する代替品に依存する方向に安全に転換する国の能力を形成することについての進展に関する情報

6　5に規定する評価については、遅くとも二千十五年までに行い、その後は四年ごとに締約国会議の通常会合の際に行う。

7　これらの化学物質の使用が複雑であること及びその使用に多くの社会の分野が関与していることにより、現在確認されていないこれらの化学物質の他の使用が存在するおそれがある。当該他の使用について確認した締約国は、できる限り速やかに事務局に通告することを奨励される。

8　締約国は、事務局に対する書面による通告により、認めることのできる目的についての登録簿からその国名をいつでも取り消すことができる。取消しは、当該通告において指定されている日に効力を生ずる。

9　第一部注釈(iii)の規定は、これらの化学物質には適用しない。

附属書C第一部の表ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン及びポリ塩化ジベンゾフラン（PCDD／PCDF）の項を削る。

附属書C第一部の表ヘキサクロロベンゼンの項の次に次のように加える。

ペンタクロロベンゼン（PeCB）（CAS番号六〇八―九三―五）	

附属書C第一部の表に次のように加える。

ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン及びポリ塩化ジベンゾフラン（PCDD／PCDF）	

附属書C第二部及び第三部中「ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン及びポリ塩化ジベンゾフラン、ヘキサクロロベンゼン並びにポリ塩化ビフェニル」を「ヘキサクロロベンゼン、ペンタクロロベンゼン、ポリ塩化ビフェニル並びにポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン及びポリ塩化ジベンゾフラン」に改める。

○財務省告示第四百十号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十二年十一月二十四日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十二年十二月二十四日

財務大臣　野田　佳彦

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第三回	五億円	九十七円八十銭
〃	第四回	三十億円	九十七円九銭
〃	〃	三十億円	九十七円十四銭
〃	〃	三十億円	九十七円十九銭
〃	〃	三十億円	九十七円二十四銭
〃	〃	三十億円	九十七円二十九銭
〃	第五回	十九億円	九十八円七十銭
〃	〃	十億円	九十八円七十五銭
〃	〃	二十五億円	九十八円九十四銭
〃	第六回	五十五億円	九十九円四銭
〃	第七回	十億円	九十八円五十五銭
〃	〃	四億円	九十八円六十九銭
〃	〃	十四億円	九十八円七十銭
〃	〃	十九億円	九十八円八十銭
〃	第八回	六億円	九十八円八十銭
〃	第九回	四億円	九十九円六十五銭
〃	〃	五億円	九十九円七十一銭
〃	第十二回	十八億円	九十九円六十一銭
〃	〃	二億円	九十九円六十五銭
〃	〃	七億円	九十九円八十銭
〃	〃	四十八億円	九十九円八十一銭
〃	〃	二十億円	九十九円八十四銭
〃	〃	七十億円	九十九円八十九銭
〃	〃	六億円	九十九円九十銭
〃	第十三回	八億円	百円二十五銭
〃	第十四回	七億円	九十九円八十五銭
〃	〃	五億円	九十九円九十五銭
〃	第十五回	十億円	百一円五銭
〃	〃	二億円	百一円十五銭
〃	第十六回	二十五億円	百円四十五銭
〃	〃	十億円	百円六十四銭
〃	〃	十五億円	百円六十五銭
〃	〃	七億円	百円六十九銭
〃	〃	七億円	百円七十四銭
合計		六百二億円	